

**A12** 課税の対象となります。地方公共団体から委託を受けて行う健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づくものであっても医療として行われるものではないので非課税には該当しません。ほかにも健康相談や機能訓練、訪問指導等に係る報酬は消費税の課税対象となります。